経会第８５４６号
１９．９．１
改正　経会第４１５５号
２０．４．１
改正　経会第４０５４号
２３．４．１
改正　経会第１４６８４号
２３．１２．８
改正　防経会第５５６８号
２７．４．１
改正　防経会第１５７５９号
２７．９．30
改正　防官会第４９３５号
２９．３．31
改正　防官会第５２６１号
令和2年3月３１日
改正　防官会第６３７１号
令和4年3月３１日
改正　防官会第１３１６２号
令和5年6月２０日

施設等機関の長
各　幕　僚　長
情　報　本　部　長
防　衛　監　察　監　殿
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

大　臣　官　房　長
（　公　印　省　略　）

防衛省予算歳出予算の目の細分にかかる運用について
（通知）

標記について、防衛省予算歳入歳出予算科目表について（防経会第８５４５号。１９．９．１）記第４号に基づき、目の細分にかかる運用の細部を下記のとおり定めたので通知する。

なお、防衛本庁歳出予算の目の細分にかかる運用について（防経会第１７１４号。５６．４．２）廃止する。

記

１　防衛省予算の執行手続に関する訓令（昭和３５年防衛庁訓令第２９号）第３条に規定する支出負担行為計画予定総表及び支払計画予定総表（以下「年間執行計画」という。）は目の細分に区分して作成すること。

２　歳出予算の執行に当たり、上記年間執行計画により難い事情が生じた場合における目の細分相互の金額の流用は、目の細分が同一の目に属するものである場合に限り行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、大臣官房長と協議することとするが、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第６章に規定する自衛隊の行動に伴い緊急の対応を要する場合、その他これに類する場合において、あらかじめ大臣官房長と協議するための時間的猶予がない場合には、協議することが困難であった理由を付して、事後に大臣官房長へ報告すること。

（１）（項）防衛本省共通費（目）08 職員旅費（目の細分）外国旅費と他の目の細分との間の流用
（２）（項）防衛本省共通費（目）09 庁費（目の細分）会議費と他の目の細分との間の流用
（３）（項）防衛本省共通費（目）09 糧食費（目の細分）非常糧食費と他の目の細分との間の流用
（４）（組織）防衛本省のうち目の細分名に初度費と付くものとそれら以外の目の細分との間の流用
（５）（項）在日米軍等駐留関連諸費（目）08 職員旅費（目の細分）訓練移転業務外国旅費と他の目の細分との間の流用

（６）（項）在日米軍等駐留関連諸費（目）08 在沖縄米海兵隊グアム移転業務旅費（目の細分）在沖縄米海兵隊グアム移転業務外国旅費と他の目の細分との間の流用

（７）（項）地方防衛局（目）09 庁費（目の細分）会議費他の目の細分との間の流用

（８）（項）防衛装備庁共通費（目）08 職員旅費（目の細分）外国旅費と他の目の細分との間の流用

（９）（項）防衛装備庁共通費（目）09 庁費（目の細分）会議費と他の目の細分との間の流用

（10）（項）防衛力基盤強化推進費（目）08 職員旅費（目の細分）装備品等共同開発外国旅費と他の目の細分との間の流用

３　歳出予算科目表の説明に基づいて厳格に予算の執行をし、それにより難い事情が生じた場合は、大臣官房長に協議すること。